

議案第 11 号

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例
上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 17 日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例（平成元年 12 月目黒区条例第 3
8 号）は、廃止する。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の利用に係る使用料等の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に行われていない指定管理者の管理の業務の実施状況及び利用状況等の報告については、なお従前の例による。

（説明） 目黒区立高齢者在宅サービスセンターを廃止するため、条例廃止の必要を認め、この案を提出します。

資 料 1

目黒区立高齢者在宅サービスセンター条例

平成元年12月目黒区条例第38号

(設置)

第1条 在宅の虚弱な高齢者、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者その他の援護を要する高齢者（以下「援護を要する高齢者」という。）に対し、サービスを提供することにより、当該援護を要する高齢者及びその家族の福祉の増進を図るため、目黒区立高齢者在宅サービスセンター（以下「高齢者在宅サービスセンター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 高齢者在宅サービスセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター	東京都目黒区東が丘一丁目6番4号

(サービスの提供)

第3条 高齢者在宅サービスセンターは、第1条に定める目的を達成するため、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）
- (2) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）
- (3) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）
- (4) 法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）に係るサービス

2 高齢者在宅サービスセンターは、前項に規定するサービスを提供することのほか、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置を受けた者を通所

させ、養護することができる。

(休業日等)

第4条 高齢者在宅サービスセンターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定め、又は休業日としないことができる。

3 高齢者在宅サービスセンターの利用時間は、規則で定める。

(利用することができる者)

第5条 高齢者在宅サービスセンターを利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 通所介護 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者
- (2) 認知症対応型通所介護 前号に規定する居宅要介護被保険者であって、認知症であるもの
- (3) 介護予防認知症対応型通所介護 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者であって、認知症であるもの
- (4) 第1号通所事業に係るサービス 法第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等

(指定管理者による管理)

第5条の2 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、高齢者在宅サービスセンターの管理に関する業務のうち、次の業務を行わせることができる。

- (1) 第3条に規定するサービスの提供に関する業務
- (2) 高齢者在宅サービスセンターの施設（以下「施設」という。）及び器具等の日常の維持管理に関する業務

(3) 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

（指定の手続）

第5条の3 高齢者在宅サービスセンターの指定管理者としての指定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により適切な管理を行うことができると認める団体を候補者として選定し、議会の議決を経て、高齢者在宅サービスセンターの指定管理者に指定する。

- (1) 高齢者在宅サービスセンターの効用を最大限に発揮させることができること。
- (2) 高齢者在宅サービスセンターの運営に関して平等利用を確保することができること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有すること。
- (4) 効率的な管理運営ができること。
- (5) 法令及び条例その他の規程を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

（指定の取消し等）

第5条の4 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当する団体であることが明らかになったときは、当該指定を取り消すものとする。

- (1) 区議会議員が、代表者その他の役員である団体
- (2) 区長又は副区長が、代表者その他の役員である団体（目黒区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体及び目黒区が財政支出等を行っている団体であつて区長が指定するものを除く。次号において同じ。）
- (3) 教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員が、代表者その他の役員である団体

2 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと区長が認めるとき。
- (3) 第5条の6第1項各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者の責めに帰すべき理由によりその管理を継続させることが適当でないと区長が認めるとき。

(指定管理者の公表)

第5条の5 区長は、第5条の3第2項の規定による指定又は前条の規定による指定の取消し若しくは業務の停止命令をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第5条の6 指定管理者は、次に掲げる基準により、管理の業務を行わなければならない。

- (1) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程を遵守すること。
- (3) 施設及び器具等の日常の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 施設の設備等の保全及び修繕を適切に行うこと。
- (5) 管理の業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うこと。

2 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 管理の業務の報告に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者在宅サービスセンターの管理に関し必要な事項

(利用手続)

第6条 高齢者在宅サービスセンターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申し出なければならない。

(利用の拒否)

第7条 区長は、高齢者在宅サービスセンターの利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を拒否することができる。

- (1) 利用者が定員に達しているとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、区長が不適當と認めるとき。

(使用料等)

第8条 通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護又は第1号通所事業に係るサービスの提供を受ける者は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を納めなければならない。

- (1) 通所介護 法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (2) 認知症対応型通所介護 法第42条の2第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (3) 介護予防認知症対応型通所介護 法第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
- (4) 第1号通所事業に係るサービス 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号イに規定する厚生労働大臣が定める基準の例により算定した費用の額

2 区長は、日常生活に要する費用等で前項に規定する者に負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、当該者から徴収することができる。

（利用の制限）

第9条 区長は、高齢者在宅サービスセンターの利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の拒否をすることができる。

- (1) 第5条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。
- (3) 利用目的又は利用条件に違反したとき。
- (4) 災害その他の事故により、高齢者在宅サービスセンターの利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（損害賠償）

第10条 利用者又は指定管理者は、施設及び器具等をき損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等の収入)

第10条の2 区長は、適当と認めるときは、指定管理者に高齢者在宅サービスセンターの利用に係る料金及び第8条第2項に規定する費用等（以下「利用料金等」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合における第8条の規定の適用については、同条の見出し中「使用料等」とあるのは「利用料金等」と、同条第1項中「納めなければ」とあるのは「指定管理者に支払わなければ」と、同条第2項中「区長」とあるのは「指定管理者」とする。

3 区長は、第1項の規定により利用料金等を指定管理者の収入として収受させる場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより、収受した利用料金等の一部を目黒区に納付させることができる。

(原状回復の義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第5条の4の規定により指定を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 指定管理者が前項に規定する義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を当該指定管理者から徴収する。

(事業報告書の提出)

第12条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において第5条の4の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して）30日以内に、規則で定めるところにより、管理の業務の実施状況及び利用状況等について、区長に報告しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成2年5月7日から施行する。ただし、付則第2項の規定は、平成2年2月5日から施行する。

2 高齢者在宅サービスセンターを利用するための手続等は、この条例の施行の日前におい

ても行うことができる。

資料 2

目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター位置図

(東京都目黒区東が丘一丁目6番4号)

